

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

長中局社員の 自局賃上げを要求

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3634
16年3月8日(火)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。

郵政産業労働者ユニオンは今年の春闘交渉で、期間雇用社員の賃上げと待遇改善を求め、以下の要求(賃金引上げ要求のみ抜粋)を行なっています。

1 賃金引上げ要求等

(1) 月給制契約社員について
基本月額を20,000円以上引上げること

基本賃金を大幅に改善すること
加算額の上限回数をなくすること

(2) 時給制契約社員について
時間給を全国どこでも最低1,200円とする

時間給を200円以上引上げること

時給制契約社員の基本賃金は基本給(法定最低賃金+200円+基本給加算額+)と加算給(基礎評価給

+資格給)の合計です。
このうち基本給の中にある部分は所属長権限で加算が可能となっています。



長崎中央局支部ではこの部分への所属長加算(現在は0円)を求め交渉を行なっています。

手当支給漏れに 関して

長中局第一集配営業部で、年末年始手当の支給漏れがありました。

ユニオンが3月3日長中局に申し入れを行い、局の調査で第一集配営業部の対象者全員に同手当が支給されていなかったことがわかりました。

この手当は12月29日～1月3日の間に出勤した正社員・短時間社

郵政ユニオン長崎中央第5号
2016年2月29日

日本郵便株式会社長崎中央郵便局
局長 盛島 伸介殿

郵政産業労働者ユニオン
長崎中央郵便局支部
支部長 高口 美和子

長崎中央郵便局に勤務する期間雇用社員の賃金引上げ要求書

現在職場では、多くの期間雇用社員が業務に従事しており、期間雇用社員の存在なくしては、正常な業務運行が確保できない状況です。しかし正社員と変わらない責任を課せられ業務に従事しているにも関わらず、賃金と待遇は正社員と大きな格差があり、劣悪な環境での勤務を強いられています。

特に今年度は「マイナンバー関連郵便物」の業務から年末年始繁忙期間へと、困難な業務運行が継続する中、彼らの頑張りがあったからこそ業務が完了できたと言えます。

時給制期間雇用社員の基本賃金について、基本給は、法定賃金・基本給与加算額等の合計に加え、所属長権限により募集環境を考慮して加算する事ができると「期間雇用社員給与規定40条3(2)項」により示されています。

基本給の引き上げに関しては本部交渉を行っていますが、基本給に加算額を加えることによる長崎中央局の時給制期間雇用社員の時給の引上げは、長崎中央局長の裁量によって可能です。

ILOは「同一労働同一賃金」を指導しており、組合もそれを基本に据え均等待遇を求めており、現在の賃金格差を是正すべきです。

よって支部は、下記のとおり要求しますので、指定期日までに誠意のある回答を求めます。

記

- 1、加算額については、長崎地区では西彼杵局が40円の加算を行っているという。長崎中央局においても同額を加算すること。
- 2、上記要求については、3月16日までに回答すること。

以上

員・再雇用社員に1日4,5千円(短時間は半額)支給される手当で、まとめて1月の給与日に支給されるものです。

長中局の説明では、経理担当者の処理ミスで支給されなかったということですが、この手当のように毎月支給されない手当では、同様の支給漏れのケースが起



こりがちです。
今回はユニオンが指摘しなければ、対象者に支給されなかった可能性があまりありません。気付かなければ支給さ

れないというのは怖いですが、残業手当などを含め、処理ミスがあっても自動的に修正されるシステムの導入を求めます。
なお長中局より、手当ては3月の給与と一緒に支給される事、及び今後は再発防止に向け二重のチェックを行う、と説明がありました。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。